

新潟市都市政策部一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市都市政策部が契約する物品購入，業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため，都市政策部一者随意契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は，1件500万円以上の物品購入，業務委託及び賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは，その随意契約が適当であることを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人，副委員長1人を置き，委員長には都市政策部長を，副委員長には都市計画課長をもってこれに充てる。

2 委員長は，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集する。

2 委員会の会議は，委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 委員長は，急施を要し，委員会の会議を開く時間のないときは，関係委員に回議して，これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、当該委員会の属する部の主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部	委員
都市政策部	都市政策部長 政策監 都市計画課長 まちづくり推進課長 都市交通政策課長 港湾空港課長 技術管理課長 新潟駅周辺整備事務所長（新潟駅周辺整備事務所次長兼務）